

Q-追4

土留施設のがけ下端からの離隔を1.5m未満とする場合の事例

改正履歴 令和3年3月作成

がけ条例の解説P19に記載のとおり、土留施設はがけ下端から1.5m以上離すこととしていますが、「崩壊土砂量を考慮し、土砂の崩落または、流出から建築物が保護されていると判断できる場合」においては、1.5m未満とすることが可能です。

土留施設のがけ下端からの離隔を1.5m未満とする場合の事例を以下に示します。

①がけの崩壊土砂量を想定する。

がけ下端を通る水平線と安息角をなす斜面より上部にあるがけの部分が崩壊するものと想定します。(下図の三角形OAB)

②崩壊後の土砂形状を想定する。

がけ下端、土留施設の下端、土留施設の上端、および崩壊後の土砂上面が崩壊後の斜面と接する点を結ぶ四角形が崩壊後の土砂形状となります。(下図の四角形OCDE)

③土留施設が保持できる土砂量が、①で想定した土砂量以上となることを確認する。

